

このコーナーは、相談業務に関する重要な制度の創設や現行制度の改正などについて、その内容や具体的取組み課題などをわかりやすく説明します。

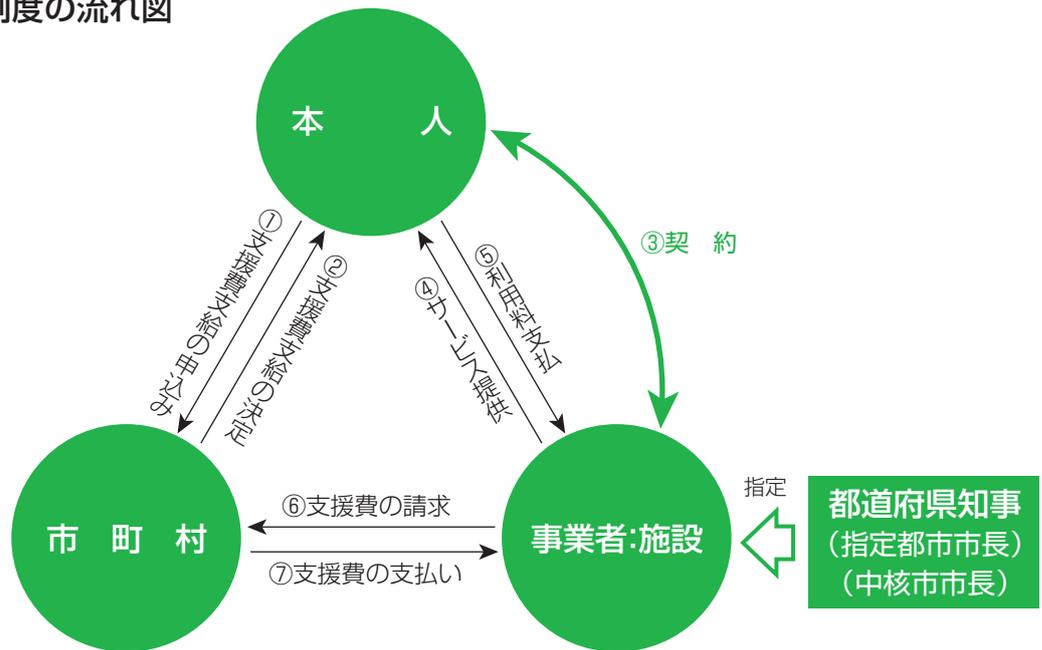
支援制度について

2003年(平成15年)4月から「支援費」制度がスタートします。



今までは、施設やホームヘルプサービスを利用する場合、どの施設にするか、どこのホームヘルパー事業者にするかなどを役所が決めていましたが、2003年(平成15年)4月からは、利用する施設やサービスを障害者の方が自分で選べるようになります。

■支援費制度の流れ図



■関係機関の役割

関係機関	役割
事業者・施設	利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する
市町村	障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給、利用者負担の決定等を行う
都道府県	市町村において制度が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うとともに事業者・施設の指定および指導・監督を行います
国	制度全体の枠組みに関する諸法令の整備や基準の設定等を行う等、円滑な制度運営を支援するとともに、財政的にも都道府県・市町村をバックアップします

次に、支援費制度ついて、相談があった場合に、何をポイントに答えれば良いか。また、制度を活用するにあたって、相談に来られた方が制度を活用されるにあたり、対して、特に注意してもらべき点をとりまとめましたので参考にしてください。

相談時の主なポイント

(障害者が、実際にサービスを利用したいと相談に来られたときを想定して…)

? 対象となる人は?

- 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの人
- 知的障害があると判定された人又は障害児

? 対象となるサービスは?

- **ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス**
身体介護、家事の援助、外出時の介助等について、ヘルパーの派遣を受ける。
- **デイサービス**
入浴や食事、創作活動などを行うため、施設に通う。
- **ショートステイ**
介護してくれている人が病気になったときなど、一時的に施設に宿泊する。
- **グループホーム**
知的障害のある人が、数人で共同生活をする。
- **障害者の施設に入ったり、通ったりする。**

? 手続きは?

- ① 市町村の窓口などで、サービスの利用に関して、相談や情報提供を受けます。
- ② 市町村に、申請書を提出し、市町村の職員から、障害の程度や具体的なサービス利用の希望などの聴き取りを受けます。
- ③ 市町村から、支給の決定を受け、受給者証が交付されます。決定される内容は、例えばホームヘルプサービスの場合は、1か月に〇〇時間、支給期間は最高1年、利用者負担額などです。利用者負担額は、本人又は主たる扶養義務者の収入などをもとに定められます。
- ④ 知事などの指定を受けた事業者や施設の中から、利用したいと思う事業者や施設を選んで、利用の申し込みをして、契約を結びます。
- ⑤ 事業者や施設に、受給者証を見せて、サービスを利用します。
- ⑥ サービスを利用したら、利用者負担額を、事業者や施設に支払います。

取り組み上の課題

(相談員が、障害者の相談に際して、留意することや必ず言っておくべきこと)

- 相談窓口で、身近にどのような事業者や施設があるのか、また利用してみたいなあと思う事業者や施設を、事前によく確かめておいてください。
- 市町村による聴き取りは、障害者の家庭や施設、また時間など、障害者の意向などに配慮して行われます。また、聴き取りの際は、自分がどのようなサービスを利用したいのか、希望をはっきりと伝えるとともに、自分の実情をよく知っている人や信頼する人(家族や施設職員等)にも同席してほしい場合は、その旨を市町村に申し出てください。
- 事業者や施設との契約に当たっては、家族や信頼する人と一しょに、内容について十分に説明を聞いて、確認してください。
- 利用者負担があります。
サービスの利用に当たっては、利用者本人又は主たる扶養義務者の収入や所得税の額など、負担能力に応じて、市町村が定めた利用者負担額を支払います。ただし、利用するサービスの量に応じて著しく増大しないよう、1か月当たりの上限が設けられています。

《利用できるサービス一覧》

	身体障害者	知的障害者	障害児(18歳未満)
在宅サービス	ホームヘルプサービス ガイドヘルプサービス デイサービス ショートステイ	ホームヘルプサービス ガイドヘルプサービス デイサービス ショートステイ グループホーム	ホームヘルプサービス ガイドヘルプサービス デイサービス ショートステイ
施設サービス	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設除く)	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設除く) 知的障害者通勤寮	

※対象とはならない主なサービス(例)
補装具交付事業、日常生活用具給付事業、手話通訳事業、障害児施設、福祉ホーム等

大阪府が指定した事業所・施設につきましては、大阪府障害保険福祉室(支援制度)(<http://www.pref.osaka.jp/shogaifukushi/shienpi/>)や社会福祉・医療事業団のフムネット(<http://www.wam.go.jp/>)で見ることができます。